

広報すぎなみへの広告掲載募集案内（令和8年度版）

「広報すぎなみ」への広告掲載を次のとおり募集します。

1 広告媒体となる「広報すぎなみ」の概要

「広報すぎなみ」は、杉並区（以下「区」といいます。）の施策や講演・講座などの各種事業や区共催・後援の事業を区民の方にお知らせすることを目的とした区の広報紙です。

(1) 発行部数 約167,000部（令和6年度実績）

(2) 発行時期 毎月2回（1日・15日）

(3) 主な配布方法

- ① 新聞折り込み（朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞の
日刊6紙）
- ② 区役所、区民事務所、図書館、地域区民センターをはじめとする区立施設のほか、区内・
区周辺の各駅、区内郵便局、公衆浴場、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど
の広報スタンド
- ③ 広報紙の入手を希望する方への個別配布
- ④ 区公式ホームページへのPDFファイルの掲載
- ⑤ 無料アプリケーションソフト「マチイロ」

2 募集する広告の規格、掲載料等及び募集枠数

(1) 規格及び掲載料

種別	規格(縦×横)	掲載位置	刷色	1号掲載料	掲載枠のある号
1号広告	10ミリメートル ×235ミリメートル	中面欄外	4色	10,000円	原則 毎号 (1日・15日)

(2) 募集枠数

各号4枠（1号につき1社1枠）

3 申込方法

○ 申込書に広告案を添付し、郵送・持参・ファクスまたは申し込みフォームでお申込みください。

※申込書及び申し込みフォームは、区ホームページに掲載しています。

※広告案は広告内容が分かるものであれば形式は問いません。

○ 広告には、事業者名及び問い合わせ先（電話番号等）を記載してください。

4 申込期限

掲載募集号	募集開始日	申込締切日
令和8年4月1日号 ～6月15日号の毎号	令和8年1月1日(祝)	2月2日(月)
7月1日号～9月15日号の毎号	4月1日(水)	4月30日(木)
10月1日号～12月15日号の毎号	7月1日(水)	7月31日(金)
令和8年1月1日号～ 3月15日号の毎号	10月1日(木)	11月2日(月)

※空きがある号は随時追加募集します。

5 申込後の流れ

(1) 審査等

- 区の実施要綱及び広告掲載基準に基づき審査します。
- 必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
- 申込みが募集枠数を超えた場合は、以下の優先順位で掲載を決定します。(同一順位が複数の場合は抽選)
 - ① 区内に事業所等を有する公益法人及び区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種(電気、ガス、交通等)
 - ② 区内に事業所を有する民間事業者・その他の団体
 - ③ 上記①②以外の公益法人・民間事業者・その他の団体

(2) 掲載可否通知

- 申し込み締め切り後、1週間程度で「広告掲載(可・否)決定通知書」を郵送します。
- 掲載決定者には、納入通知書も送付します。

(3) 広告正本原稿の作成

- 原則、イラストレーター(Adobe Illustrator バージョン CS3 以上推奨)で作成してください。
- 外枠として0.1ミリメートル程度の囲み(罫 50%)を付けてください。
- 二次元コードは、スミベタ又はグレースケールで作成してください。
- スミベタやグレースケールに変換できていない場合、印刷時にインクがにじみ、うまく読み込めない場合があります。
- 広告案を基に掲載可否の審査を行っているため、正本原稿の記載内容は広告案と同一にしてください。
- 区では正本原稿を作成しません。提出いただいた原稿をそのまま掲載します。
- 作成費用は申込者の負担となります。

(4) 広告正本原稿の提出

- アウトライン化したイラストレーターデータ及びPDFを提出してください。提出期限は、決定通知時にお知らせします。
- 申込時に正本原稿を提出いただいた場合は、再提出は不要です。

(5) 広告掲載料の納付

- 納入期限までに一括納付してください。
- 既納の掲載料は返還しません。ただし、広告主の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を返還します。

6 注意事項

次の場合は広告の掲載を中止することがあります。

- (1) 当該広告媒体の編集、発行又は配布その他管理において支障があるとき。
- (2) 原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
- (3) 掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
- (4) 掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

7 担当・申込先

杉並区総務部広報課広報係（東棟5階）

住 所 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電 話 3312-2111（内線1505）

FAX 3312-9911

メールアドレス koho-suginami@city.suginami.lg.jp